

## 外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、外食事業者等が行う衛生管理の徹底・改善等を推進するための取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

その交付については、農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業実施要綱（令和2年4月30日付け2食産第607号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業実施要領（令和2年4月30日2食産第601号農林水産省食料産業局長通知。「以下「実施要領」という。）、農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業補助金交付要綱（令和2年4月30日付け2食産第608号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率等)

第2条 第1条に規定する補助金交付の対象となる経費及び事業費並びに対象事業、補助率等は、別表1に定めるところによる。

2 1事業申請当たりの交付額の上限は1,000万円とし、下限を25万円とする。

3 補助事業者は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合及び事業協同組合等

(2) 法人格を有さない団体で知事が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会等において承認されていること。

4 本事業に申請できる団体は、上記3(1)(2)に掲げる団体であって、以下の全ての要件を満たすものとする。

(1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。

(2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあってはこれに準ずるもの）を備えていること。

(3) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

(4) 本事業の実施に当たり、事業実施可能な体制を有していること。

5 持続化給付金その他の収入を増加させる補助金等の支援を受けることにより昨年度の売上額を上回る場合は、上回った売上額相当額を補助金額から減額することとする。

(経費の流用)

第3条 別表1の補助対象事業欄に掲げる事業間において、補助対象経費の流用をしてはならない。

(交付の申請等)

第4条 規則第4条の規定に基づく交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条の規定に基づく交付申請書の提出は、知事が別に定める日までに行うものとする。

3 補助事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の仕入れに消費税等相当額が明らかでない各補助事業者に係る部分については、この限りではない。

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

5 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表2に定めるものとする。

(内容の変更等)

第5条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合には、様式第2号により補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遂行が困難な場合等)

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第4号の規定に基づき知事の指示を求める場合には、事業(本補助金の補助の対象となる事業をいう。以下同じ。)が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の規定に基づく交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(交付の方法)

第9条 この補助金は、概算払で交付することができる。

(事業遂行状況報告等)

第10条 規則第11条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出して行うものとする。

2 知事は、前項に定める時期のほか、補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告書)

第11条 規則第13条の規定に基づく実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

1 補助事業者は、事業終了後3か月以内（日本への入国拒否対象地域が全て解除されていない場合、解除後3か月以内とする）の事業成果を様式第5号により速やかに知事に報告するものとする。また、事業成果を報告した翌年度から3年間、毎年度、様式第5号により、報告に係る年度の翌年度の5月15日までに知事に報告するものとする。

2 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第3項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号によりすみやかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

4 令和4年3月末日までに第1項の規定に基づく事業成果の報告がなされていない場合、補助事業者は、第1項の規定にかかわらず、令和4年度から2年間、毎年度、別紙様式第7号により、当該年度の事業成果の報告について、報告に係る年度の翌年度の5月15日までに知事へ報告するものとする。ただし、令和4年度の事業成果の報告については、原則、令和4年7月1日以降の事業成果を対象とするが、これが困難な場合は、事業実施者において、令和4年度内であって事業成果の整理・報告が可能な日を始期とすることができる。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知書の様式は、様式第7号のと

おりとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第19条第2号の規定に基づく知事が定める財産は、1件当たり取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条に定める知事が定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付要綱規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

2 事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間中は、前項に規定する帳簿に加え、交付要綱別記様式9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(入札の実施等)

第15条 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加するものに対し、書面により指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(個人情報保護等に係る対応)

第16条 補助事業者は、事業の実施に当たり入手した個人情報について、関係法令に基づき適正な管理・利用とその保護に努める。

(書類の経由)

第17条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄する農林振興センターの長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月10日から適用する。

2 改正前の本要領により実施した事業については、第11条第4項の規定を除き、従前の例による。

別表1（第3条関係）

| 補助対象事業              | 補助対象経費   | 補助率   | 重要な変更   |   |
|---------------------|--|-------|---|---|
|                     |  |       | 経費の変更   | 事業の内容の変更  |
| 1 衛生管理の改善を図るための設備導入 | <p>新型コロナウイルス感染症の収束後に、訪日外国人が安心して店舗を利用できるよう、新型コロナウイルス対策を含む衛生管理の徹底・改善等を図るための設備導入等であって、設備及び機器の購入費、設計費、工事費（設備及び機器の設置に付随するものに限る。）、設備及び機器の設置に係る費用、モニタリング・検査費用並びにコンサルティングに係る費用等</p> <p>ただし、原則として、次の（1）から（7）までに該当する経費は除く。</p> <p>（1）建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費</p> <p>（2）事業の期間内に発生した事故・災害の処理のための経費</p> <p>（3）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費</p> <p>（4）本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）</p> <p>（5）通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費</p> <p>（6）飲食、奢侈、娯楽及び接待の費用</p> <p>（7）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）</p> | 1/2以内 | <p>交付対象事業費の減額（不用額率（不用額／補助金交付決定額×100）が、30%以上となることが確実に限る。なお、不用額とは、補助金交付決定額のうち、未執行となった額をいう。）</p> | <p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施者の変更</p> <p>3 事業実施者の成果目標の変更</p> |
| 2 業態転換を図るための改装      | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により特に大きな影響が生じたビュッフェスタイル業態を含め、新型コロナウイルス感染症を含む衛生面で課題・改善余地のある外食事業者において、料理の提供方法や営業形態等を変更するために必要な店舗の改装等であって、設備及び機器の購入費、設計費、工事費（店舗の改装等に要する最小限度のものに限る。）、設備及び機器の設置に係る費用、モニタリング・検査費用及びコンサルティングに係る費用等</p> <p>ただし、原則として、次の（1）から（7）までに該当する経費は除く。</p> <p>（1）建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費</p>   |       |   |   |

|  |   |  |  |  |
|--|---|--|--|--|
|  | <p>(2) 事業の期間内に発生した事故・災害の処理のための経費</p> <p>(3) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費</p> <p>(4) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）</p> <p>(5) 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費</p> <p>(6) 飲食、奢侈、娯楽及び接待の費用</p> <p>(7) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）</p> |  |  |  |
|--|---|--|--|--|

別表 2 (添付書類)

- 1 交付申請書 (第 4 条関係)  
実施要綱第 5 に基づく事業実施計画書

- 2 変更交付申請書 (第 5 条関係)

|   | 添付書類                                  | 添付の条件 |
|---|---------------------------------------|-------|
| 1 | 当初提出した様式第 1 号 (交付申請書) の変更部分を赤字で修正したもの | 必須    |
| 2 | 変更内容がわかる書類                            | 必須    |

- 3 実績報告書 (第 11 条関係)

|   | 添付資料                                     | 添付の条件           |
|---|--|-----------------|
| 1 | 直近年度の決算報告書の写し                            | 必須              |
| 2 | 事業実績内訳明細書                                | 必須              |
| 3 | 事業実施内容に係る領収証の写し                          | 必須              |
| 4 | 出来高設計書                                   | 必須              |
| 5 | 財産管理台帳の写し                                | 必須              |
| 6 | 貸付機関が発行する融資証明書、その他の融資が確実に行われていることを証明する書類 | 自己資金のうち借入金がある場合 |
| 7 | 写真 (整備事業により整備した施設等のもの)                   | 必須              |

- 4 消費税等相当額報告書 (第 11 条関係)

|   | 添付資料  | 添付の条件                         |
|---|---|-------------------------------|
| 1 | 内訳資料  | 必須                            |
| 2 | 消費税確定申告書の写し (税務署の收受印があるもの)  | 必須                            |
| 3 | 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し  | 必須                            |
| 4 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額の積算内訳  | 必須                            |
| 5 | 通勤手当の内訳を確認できる資料   | 人件費に通勤手当を含む場合                 |
| 6 | 消費税法第 60 条第 4 条に規定する特定収入の割合を確認できる資料   | 補助対象者が、消費税法第 60 条に定める法人等である場合 |
| 7 | 補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業者の場合は所得税) 確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 | 免税事業者の場合                      |
| 8 | 補助金事業実施年度における消費税確定申告書 (簡易課税用) の写し (税務署の收受印等のあるもの)                                 | 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合           |